**平成２４年（フ）第５０号**
愛媛県松山市小坂４丁目７番20号
債務者　八木　麻美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５１号**
愛媛県松山市春日町13番地９　春日ビル４Ｆ南
債務者　宇都宮恵介
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
愛媛県松山市束本１丁目１番２号　アルファライフ束本503号
債務者　福田　泰宏
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５６号**
愛媛県松山市土居田町205番地８　エスペランサ土居田201号
債務者　三永　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第６２号**
愛媛県松山市来住町1207番地　久米南団地52号
債務者　太田　正人
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１１６号**
福岡県宮若市磯光611番地１
債務者　山下　一剛
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２３年（フ）第１１７号**
福岡県宮若市磯光611番地１
債務者　山下　　香
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第５号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3024番地99
債務者　木岡　定男
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第１０号**
福岡県宮若市芹田238番地
債務者　安部　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２３年（フ）第３８７号**
福岡県久留米市諏訪野町2378番地　高木第１ビル302号
債務者　尊田　隆志
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第３６号**
福岡県久留米市梅満町1531番地
債務者　大坪　健一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１９号**
福岡県田川郡川崎町大字川崎132―27　原君義様方、住民票上の住所福岡県田川市大字夏吉659番地
債務者　川上　敏夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第９号**
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外797番地７
債務者　森尾真由子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1948―16―201号、住民票上の住所福岡県福岡市西区上山門１丁目７番１―207号
債務者　權頭　千代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２７号**
佐賀県佐賀市多布施４丁目17番232号
債務者　大橋　佳和
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３４号**
佐賀県佐賀市神園３丁目12番21号
債務者　小林三枝子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３５号**
佐賀市高木町15番23号、住民票上の住所佐賀市田代２丁目７番７号
債務者　浪口　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係